

くれない News

和歌山大学教職員組合

[内線]7989 [tel/fax]073-452-3671

[mail]wakumi@cypress.ne.jp

[HP]<http://www.cypress.ne.jp/wakumi/>

第3号通算第67号2013年8月30日(金)

給与カットに納得いかないものの、附属教員の労働条件改善にむけ具体化を合意

「9月から給料が減ったのはどうして？」児童・生徒が尋ねました。

皆さんは児童・生徒の質問に対して、きちんと答えられますか？児童・生徒が分からないことがある場合に、調べてご覧・・・と答えませんか？皆さんの給与表で給料が「さらに」下がります。皆さん調べて答えが出ますか？出ない場合投げ出していいのでしょうか？

8月26日(月)の17時30分から、和歌山大学教育学部附属中学校会議室において、学長から組合が提案した項目に対する回答が次のようになされました。

項目1. 給与削減を説明する法人として、9月1日に削減を行わなければならない、合理的根拠を提示されたい。

回答：これまで附属学校教員の給与は運営費交付金から削減されていたが、和歌山県が給与削減をしなかったため、人事交流があることから附属学校教員の給与は削減してこなかった。しかし和歌山県が給与削減を行うことになったので、附属学校教員も給与削減をすることにした。財政的必要性に迫られた根拠ではない。学長の大学運営上の高度な経営判断に基づくものであって、9月1日から削減を実施する。

項目2. 給与削減に対する代替的な措置案を提示されたい。

回答：給与削減は財政的根拠に基づくものではないのであるから、代替的な措置もない。

項目3. 現状の人事交流制度に基づく附属学校教職員が抱えている問題への対策についての考え方を提示されたい。

回答：様々な問題を抱えていることは認識していたが、明確化されてはこなかった。附属学校教員、和歌山県全体の教員の生涯の支援、教育の拠点として、意欲的に参加していただけるよう条件整備していきたい。

組合は労働契約法との観点(注)から、給与削減はあり得ないと主張しました。

(注)労働契約法第9条では、労働者との合意無くして労働者の給与削減は勝手に行うことができないことになっています。同法第10条では、事前に労働者にきちんと周知し、労働者の不利益が大きくなり、高度の必要性に基づいた理由が存在し、代替的な措置が講じられていると認められる場合には、給与削減が可能とされています。

これに対して学長は、項目 1 への回答にありますように、「高度の必要性」については、財源的な根拠ではなく学長及び大学の執行部しか理解しえない「大学運営上の高度な経営判断」と説明しました。また文部科学省からのミッションが「高度の必要性」でもありません。

このような定型的な論理に限定せず、組合は学長が上の項目 3 に対する回答で述べたように附属学校の重要性を学長が認識しているのであれば、条件を悪化させることはあり得ないと言う論点から、給与削減はあり得ないと主張しました。(附属学校の教員からも実際の勤務状態の厳しいことが意見として提示され、附属学校の教員に協力してもらったアンケートも学長に見てもらいました。) また 9 月 1 日から給与を削減することにより生じたであろう額を何らかの方法で附属学校の教員に還元できないものか、それが可能になる時期まで給与削減を延期できないかと組合は提案しました。

これに対して学長は、これから条件を整備していくことは前回の三者懇談会でも提案したし実際に行うためにこれから事務レベルで協議していくと回答しました。しかし 9 月 1 日から給与削減を実行しなければならないことは別のことであり、給与削減の時期を伸ばしてまで条件整備案を提案することはできないと回答しました。

繰り返されるこれらの議論から、組合は交渉をこれ以上続けても無駄と判断せざるを得ませんでした。

恐らくすべてを話さなければならない止むを得ない状況にならない限り、学長は 9 月 1 日に給与削減を行わなければならない「高度な経営判断」を具体化しないことでしょう。そして止むを得ない状況とは法廷などでの証言になると思われま

す。遺憾ながら、学長は昨年の和歌山大学教職員の給与削減をしたのと同様に、2 度目の違法的行為を行いました。

しかしながら、他方では、附属学校の存在の重要性と現状における問題の大きさについての意識が学長、教育学部長、組合、附属学校の教員のレベルでも共有されました。

そして組合では、今後附属学校教員の給与削減により生じた額を出来るだけ附属学校教員の利益に還元できるように努力していきたいと思

います。附属学校の皆様、是非組合にご加入下さい。そして附属学校をよりよくするためにもご協力いただけませんか？そしてブラックボックスの中にある学長を引き出すためには、小さな声では無力です。先ほど述べた労働契約法でも、法律に書かれているからといって自動的に労働者の主張は守られることにはなっていません。裁判も含めての労働組合の運動の中で、経営者の「高度の必要性の基づいた合理的な」判断とは、経営者が一方的に主張するだけではなく、それを立証する責任がある、ことが法律の解釈となっています。自分たちの権利は自分たちで守る、自分たちの言いたいことは自分たちで主張する。最初に書いたように、児童・生徒に対する姿勢が皆さん自身にも問われているのではないのでしょうか？